

平成28年塩尻市議会6月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成28年6月15日（水） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 2号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第 4号 塩尻市特別用途地区区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 市道路線の廃止及び認定について

議案第11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第17号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	青木 隆之 君	事務局次長	横山 文明 君
庶務係主事	二木 義文 君		

午前 9時58分 開会

○委員長 それでは、おはようございます。定刻より若干早いですが、全員出席でございますので、ただいまから6月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用いただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。産業建設委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。お手元に申し上げてございますとおり、議案を申し上げますので、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。また、議案の審査をいただいた後、協議会を行います。その後、昼食をはさんで、松本建設事務所への視察を行います。出発時間につきましては、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思いますが、おおむね、今のところ12時半ごろを予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いします。ですが、吉田広丘方面の議員さん、もし車、きょう東山食堂ですので、自宅のほうへ先にもし置いて、途中拾えますので、申し出ただければと思います。その後、松本建設事務所へ視察した後、千鹿頭池周辺の松くい虫の被害対策状況を村田副委員長先導のもと視察をいたしまして、市役所へおおむね4時ごろの到着を予定しております。なお、午後6時から東山食堂にて懇親会を開催いたします。午後5時30分、庁舎南側の正面玄関から送迎バスが出ますので、御利用の方はお集まりいただきますようお願いいたします。

それでは、本年度初めての委員会ですので、4月に異動された職員の自己紹介をしていただきます。部長は全協で行いましたので、課長級の職員についてお願いします。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、係長については名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、産業振興事業部からお願いをいたします。

[職員自己紹介]

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。大丈夫ですね。ありがとうございました。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

議案第2号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 それではですね、議案第2号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 それでは、議案第2号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案関係資料3ページをお開きください。

提案理由でございますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、必要な改正をするものです。この法律は、建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した容積率特例の誘導措置等を一体的に講じたものです。

概要でございますが、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料を定めるもので、県に準じて定めるものでございます。新旧対照表につきましては別記のとおりで、後ほど説明申し上げます。条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条第2項に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務に係る手数料について、別表第5に掲げるところによると規定するものでございます。別表第5につきましては、議案集の議案第2号の1ページをお願いいたします。大きくは、3種類の認定の申請に対する審査の手数を定めるものでございます。表中左側の欄、1の項につきましては、建築物エネルギー消費性能向上計画、3ページ中段の2の項につきましては、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更、4ページ下段の3の項につきましては、建築物エネルギー消費性能基準に係る認定の申請に対する審査について、それぞれの区分、規模等により、県に準じてそれぞれ記載の金額とするものでございます。

6ページの備考につきましては、複数の棟がある場合、住宅と住宅以外の部分がある場合、建築確認申請を伴う場合について規定するものでございます。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 済みません。ちょっとよくわからないで、基本的なことですけど、長期優良住宅の普及の関係の法律で、この建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律がかかわってくるということですか。

○都市計画課長 長期優良住宅の関係につきましては、3月の議会で提案させていただきましてお認めいただいたものでございます。それとは別に、今回ですね、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律というものが新たに施行されたことに伴っての改正というものでございますので、直接的には長期優良住宅の関係とは関係していないと考えております。

○中村努委員 長期優良住宅については、いろんな特典といいますか、優遇措置があると思うんですが、要するに手数料を払ってこの届け出をした場合、どんなメリットがあるのか教えてください。

○都市計画課長 メリットといたしましては、大きく2点あるというふうになっております。1点目でございますけれども、性能向上計画が認定された場合、省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分、設備を設置するために床面積が大きくなった場合、この場合について容積率の特例がありまして、容積率の面積には算入しないと。つまり60%の容積率だったものに対して、設備をつけたために超えるような場合、その部分は面積不算入していいですよというのがあります。これが1つ目。2つ目ですけれども、省エネに関する表示制度というのがあります。これにつきましては、法律に基づいて省エネ性能が確保されていますよということを表示することができるというものでございます。以上2点がメリットとして挙げられます。

○中村努委員 そうすると、よく一般家庭である太陽光発電の設備だとか、あれはもともと容積率等には関係ないと思うので、あまり関係ないということでもいいですね。

○都市計画課長 おっしゃるとおり、あまりメリットはないのかなと。ただ、今後ですね、29年4月に施行が予定されております部分に規制の措置がありますので、こちらにつきましては、届け出の義務とかが生じますので、それに対応するために今回条例の改正をさせていただいたというものでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにもございますか。なしですかね。

ないので、自由討議を割愛しまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、裁決を行います。議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

○**委員長** 議案第3号塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。説明を求めます。

○**農政課長** それでは、議案関係資料の5ページをお開きください。議案第3号塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきまして御説明申し上げます。平成28年4月の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、塩尻市農業委員会に関する条例の全部を改正し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。根拠となります本年4月1日施行の法改正の主な内容について簡単に説明いたしますと、1点目といたしまして、農地利用の最適化つまり担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止解消、新規参入促進などの推進及び促進を図るため、従前任意業務だったものを必須業務に位置づけたこと。2点目といたしまして、農地利用の最適化についての現場活動を主に行う農地利用最適化推進委員を新設したこと。3点目として、農業委員会の委員の選出方法を選挙制から市長による任命制に変更するとともに上限定数を変更したこと。4点目として、農地所有が認められている農業生産法人の名称を農地所有適格法人とすることなどでございます。

6ページをお開きください。新旧対照表の改正案第2条にありますように、議会の同意を得て市長が任命することとなる委員の定数は、政令に定める基準に当てはめると、当市の場合19人となります。また農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数は7人となります。いずれも法及び政令で定める基準に従いまして条例で定めるものでございます。

8ページをお開きください。特別職の職員等の給与に関する条例新旧対照表でございます。定数が減少することに伴いまして、農業委員会内に置かれた部会を廃止するため、附則において塩尻市特別職の給与に関する条例を改正し、第2表に推進委員の文言を加え、部会長を削除いたします。また推進委員の報酬額は、その業務量から農業委員会の委員に準じた額を設定するものでございます。なお、本条例は公布の日から施行いたしますが、現農業委員が在任する間、平成29年3月19日でございますが、それまでの間は効力を有するものとし、任期満了後に新制度へと移行するものでございます。以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**古畑秀夫委員** 今までだと全市からバランスよく農業委員、選出するような形をとっていたわけですが、今度市長が任命していくということですけども、この辺のバランス的なことなんかというのは、どんなふうにあれですかね、調整するというか、偏りのないようにできるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○**農業委員会事務局長** 今までやっぱり選挙で区域が決まっていたんですが、今回法改正で全市から手を挙げてくださいよっていうことなんですけども、他市、19市の中でまだ3市しかまだやっておりませんが、その状況を見ますと、最初にやったところは区域を決めたみたいなんですけども、法律的にはそれはだめだということになっていまして、あとは市の中で内々で区域のところ、例えば洗馬地区に何人とか、塩尻東地区に何人というのを決めてもいいということになっていますので、条例とか規則にはうたえないんですが、実際にはやっぱりバランス

とる中でそういうことをやっていくようになります。今考えておりますのは、各地区の区長会のほうにお願いをして推薦をしていただくっていうことで考えております。

○古畑秀夫委員 もう1つ、新しく農地利用最適化推進委員っていうのを定数7で新たにこれ、できたわけですが、この辺の農業委員と農地利用最適化推進委員の任務といいますか、さっきちょっと説明、ちょっとあったとは思いますが、もうちょっと細かく、申しわけないです。お願いします。

○農業委員会事務局長 基本的にはですね、農業委員も推進委員も仕事は農地の利用の最適化っていうことになりまして、どこが違うかっていうと、農業委員は議決権があります。農地転用だとか、いろんなものの審査をして最終的に議決権がありますが、推進委員はございません。あとですね、推進委員の7名なんですけれども、国で定めた政令では、農地100ヘクタールに1人、上限で決まっていますので、100ヘクタールに1人まではいいですよっていうことになりまして、前回2月の全協のときにもちょっと御説明させていただきましたが、塩尻市の農地、今、大体約3,400ヘクタールありますので、最大で34人は設置をしていっていいということになります。他の市町村を見ても、その限度いっぱいまでやっているところはありませんし、農業委員と一緒に活動していただくということで、今回は各地区で1人ということで設定をさせていただきます。

○古畑秀夫委員 各地区1人っていいいますと地区的には10地区あるわけだけど、その辺のところは。

○農業委員会事務局長 農業委員会の中で今活動して地区ごとに分けをしているんですけども、塩尻と東と大門、あと片丘。広丘、高出、吉田で1つです。それから宗賀、洗馬、北小野、楢川です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○牧野直樹委員 これ、そうすると法19条の農地部会だとか振興部会っていうのは、それはなくなって、この農業委員全員がその審査をするっていうことです。

○農業委員会事務局長 前回まではですね、部会設置っていうのがあったんですが、今回は部会の設置が義務づけられておりませんので、今回審議する人数が19人ということでありまして、部会設置はないということになれば、毎回総会を開いて全員で審査をします。

○委員長 牧野委員、よろしいですか。大丈夫ですか。

ほかにございますか。よろしいですかね。

それでは、ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第3号については、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第4号塩尻市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 それでは、議案関係資料の9ページをお開きください。提案理由でございます。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の公布により一部改正される建築基準法が平成28

年6月23日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものであります。この特別用途地域は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護等の特別な目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区であり、本市では準工業地域全域、約127ヘクタールを特別用途地区として平成20年に大規模集客施設制限地区の指定をしております。準工業地域は多様な用途を許容する地域ですが、そこに大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられるために制限をかけたものでございます。

概要につきましては、大規模集客施設制限地区において建築してはならない建築物に関する規定を整備するものでございます。新旧対照表につきましては、後ほど御説明申し上げます。条例の施行等につきましては、平成28年6月23日から施行するものでございます。

それでは、10ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条第1項第4号及び第5条につきましては、引用する建築基準法施行令の条ずれを改めるものでございます。別表につきましては、建築基準法において大規模集客施設の用途にナイトクラブその他これに類する施設が追加されたことに伴い、建築してはならない建築物にナイトクラブ若しくは客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設の用途を加え、床面積の合計が1万平方メートルを超える大規模集客施設を制限するものでございます。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 現在のところ、この指定されている区域の中に新しく加わったような施設というのはありますか。

○都市計画課長 既存のものであるかどうかという御質問と受け取っていますが、それでしたら、これまでは風営法の関係で規制されていたものでございますので、ないというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第10号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

○建設課長 それでは、議案関係資料22ページをお開きください。市道路線の廃止及び認定についてということで御説明をさせていただきます。提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、1路線を廃止し、新たに5路線を認定するものでございます。まず(1)地区要望に伴うものとして廃止をさせていただくものでございます。路線番号3054、市道歯科大西線でございます。地区は郷原でございます。全長144メートル、幅員5メートルから6.1メートルでございます。恐れ入りますが、

24ページをお開きください。場所につきましては、歯科大学野球グラウンド東側になります。廃止の理由でございますが、市道認定時におきまして、松本歯科大学構内中部電力の鉄塔敷付近に玄蕃稻荷神社があり、地元の人が参拝をしておりましたが、昭和43年10月の大学設立計画構想時には現在の場所、ちょうど南側部分になります。移転されたそうでございます。詳細につきましては不明でございますが、なお昭和47年2月に大学が設立をしたときに市道3054号の廃止を条件に、ちょうどグラウンドの西側に1本、市道3403号をつくった経過、また道路敷地も現在3054号につきましては大学用地であり、松本歯科大学からの用途廃止の申請、地元区からの承諾も得ていることによりまして廃止をさせていただくものでございます。

続きまして(2)、22ページでございますが、開発事業に伴いまして市道を認定させていただくものでございます。1つ目といたしまして、路線番号1368、路線名、野村吉田3号支線でございます。25ページをお開きください。地区は吉田1区でございます。場所は建部社の北側に当たりまして、広丘東通線から西に野村吉田2号線、手前でございますが、野村吉田2号線の先での開発道路でございます。延長約35メートル、幅員4メートルから5メートル、開発事業に伴うものでございます。片側V S側溝、雨水につきましては浸透ます処理、1カ所の転回広場を有してございます。

2つ目でございますが、3543、路線名、堅石桔梗ヶ原2号線でございます。26ページをごらんください。地区は高出5区、場所は郷原跨線橋北東、野村大門線を東に入る開発道路でございます。延長約35メートル、幅員6メートル、1カ所の転回広場を有し、両側にV S側溝、雨水につきましては浸透ます処理でございます。

3つ目でございますが、路線番号3544、路線名、太田県道東7号線でございます。27ページをごらんください。地区は洗馬でございます。場所は洗馬中原交差点南側、県道原洗馬停車場線から東に入る開発道路でございます。延長約53メートル、幅員は5メートルで、1カ所の転回広場を有し、片側V S側溝、雨水につきましては浸透ます処理でございます。

続きまして4つ目でございますが、路線番号4242、路線名、九里巾28号線でございます。28ページをごらんください。地区は広丘野村、場所は九里巾交差点から東のほうということで、若干離れておりますが、目標物、あまりないものですから、地図をごらんいただければと思います。延長約54メートル、幅員6メートル、1カ所の転回広場を有し、両側V S側溝、雨水は浸透ます処理でございます。以上、市道路線認定基準に適合しているため、路線を認定をさせていただきます。

続きまして、23ページにお戻りいただきまして、(3)でございます。県有地の払下げに伴う市道認定でございます。路線番号2331、路線名、原新田住宅団地2号線、延長約133メートル、幅員4メートルから4.8メートルでございます。29ページをお開きください。この道路につきましては、県営住宅広丘団地内の道路でございます。現在、県はこの県営住宅広丘団地を今年度用途廃止を行い、団地を解体し、売却を予定していると聞いております。当該用地が売却がされることに伴いまして、地元原新田区においても区民の重要な生活道路である当該道路を残すべく市道認定をさせていただくものでございます。なお、この道路用地につきましては、取得及び分筆は行わず、県有地の行政財産使用許可を得て供用を開始したいと考えております。以上が今回市道路線の廃止及び認定をする路線でございます。

参考でございますが、今回提案させていただくことによりまして、市道路線数は4路線ふえまして2,482路線、延長につきましては166メートルふえまして89万1,169メートルになります。以上でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 廃止する3054ですが、まず手続的に歯科大開校当時、そういう協定というか、そういうものがあるが今まで廃止しなかったんですけど、そういう場合であっても区長要望を通さないと、こういった廃止ってというのはできなかったのか、その辺いかがですか。

○**建設課長** 今回、先ほどお話しさせていただきましたけれど、昭和47年に設立したときに、その西側ですね、3403号をつくった段階で廃止をして、つけかえという形ですね、しておけば一番よかったんじゃないかと思うんですが、その経過はちょっとわかりませんが、こちらの稲荷神社等もある関係もあったかと思われま。今回廃止に伴いまして地元の関係で御使用等あるかなという中で、地元区の詳細も得ているということで、承諾を得たということでございまして、基本的には地元区も、道路につきましては、使われるいろんな方がいらっしゃるという中で承諾を得たということだと思っております。以上です。

○**中村努委員** 地元の承諾を得たということはいいんですけども、経過からすると、松本歯科大学から廃止してくれて言われてこういうふうにしたっていうのならわかるんですけど、一々区長さんから廃止してくれていう要望を上げてもらわないとできないのかっていうことを聞きたいんです。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**建設課長** 基本的に要望をいただかないと、こちらからということはめったにないのではないかと考えております。

○**中村努委員** いいです。じゃあ、それはそれでいいですけど、特殊なケースだと思うのでいいんですけど、この廃止された後、ここの、というのは、一般の方が通行できるようになるのか、もう完全に歯科大の用地として遮断されてしまうのか、その辺いかがですか。

○**建設課長** 歯科大用地という形になります。遮断につきましては、歯科大の管理用地でございまして、そこらは歯科大の考え方になってくるかなと思っております。

○**中村努委員** その歯科大の考え方をお聞きしたかったんですけど、わからないですね、今ね。また聞いておいてください。

○**建設課長** 済みません。また確認をさせていただくようにいたします。

○**委員長** ほかにございますか。

○**古畑秀夫委員** 29ページの県有地の払い下げで、これ、県営住宅、この広丘団地っていうのは廃止するというので、これは土地開発公社のちょっと予算書っていうか、あれを見ますと、塩尻市で買って、後、開発していくというような考え方でいるということでしょうか。

○**建設課長** 払い下げにつきましては、まず地元塩尻市に対してどうかというお話があるかと思えます。その中において、塩尻市の意向として、購入という形の中で、土地開発公社という名前も出てくるかと考えております。

○**古畑秀夫委員** 市としての考えは、ここに予算を盛ってあるということは、市として購入するっていう考えでいるということでしょうかね。

○**副市長** 土地開発公社の理事長ですので、私のほうから答えさせていただきます。県から、この団地を廃止を

したいので後利用についてどうかというお話を承っております。市のほうといたしましては、土地開発公社で取得をして処分をしていくという方針で予算化をしたということでございます。ただ、まだ正式に県からお話を承っているわけではございませんので、一応そういうお話があった時点で、その前に予算化をしてですね、準備をしていくということで予算化をさせていただきました。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 議案第11号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

○副事業部長（産業政策課長） それでは、16、17ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の白丸、総合6次産業化促進事業285万4,000円を増額補正させていただくものでございます。その下の黒ボツ、ワイナリー等設置補助金285万4,000円でございますが、ワイナリーの経営安定化及び持続的な発展を図り、もって地場産業の振興及び強化、雇用の拡大を図る目的で施設の新設や増改築等に係ります固定資産税相当額を3カ年度補助する事業でございます。当初予算では、市内の標準的なワイナリーの固定資産税相当額を積算いたしまして予算化させていただきましたが、償却資産税の申告が本年1月末となっているため、事業者の申告によりまして固定資産税が4月に確定となったために、実績に基づきまして増額補正をさせていただくものでございます。なお、この事業でございますが、一旦固定資産税を納めていただきまして、その後補助金という形で、還付という言い方はおかしいんですが、補助という形でお支払いをするものでございます。

その下の2項林業費1目林業総務費の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業1,500万円を増額補正させていただくものでございます。その下の黒ボツ、地域電力供給事業推進協議会負担金1,500万円でございますが、農林水産省の平成28年度農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業への提案事業が認定されたことに伴いまして、事業の実施主体であります地域電力供給事業推進協議会への負担金であります。国の補助金が10分の10となっております。この事業でございますが、木質バイオマス発電によりまして発電されました電力を地域の農林業施設、また公共施設等で消費する地産地消型システム整備の可能性を調査するものでございます。負担金の主な内訳でございますが、協議会の開催経費といたしまして、委員の謝礼また費用弁償10名分で4回を予定しておりますが、140万円余。また調査費、人件費、旅費などで720万円余。報告

書作成などで、人件費、雑費、旅費などで630万円余を予定しております。なお、28年度につきましては事業性調査でございまして、導入の可能性調査、小売電気事業者の設立の検討、発電需要小売電気事業者への説明等を予定しているところでございます。

その下の7款商工費1項商工費2目商工振興費の白丸、地域産業振興推進事業1、568万5,000円を増額補正させていただくものでございます。その下の黒ポツ、商工業振興対策事業補助金1、568万5,000円ですが、商工業振興対策事業補助金要綱に基づきます工業団地等に進出しました企業等を対象とした工場等設置事業に該当する企業への補助となっております。こちらも先ほど説明させていただきました内容と同様にですね、工場設置に係ります償却資産等について、聞き取りによりまして固定資産税相当額を積算し予算化させていただきましたが、償却資産税の申告が本年1月末となっているために、事業者の申告によりまして固定資産税が4月に確定となったために、実績に基づきまして増額補正をさせていただくものでございます。この補助金につきましても、一旦固定資産税を納めていただきまして、その後実績を報告をいただきまして補助をするものでございます。私からの説明は以上でございます。

○ブランド観光商工課長 同じく商工費中5目観光費につきまして御説明を申し上げます。観光振興事業費72万9,000円。黒ポツ、新宿駅南口観光案内所使用料72万9,000円についての増額をお願いするものです。7月から京王電鉄が訪日外国人等を対象とした新宿地域では最大級の案内所を設置いたします。そこでは、中央高速バスの路線を活用した中部地方に特化した観光案内所を設置するというのが目的で、この案内所に本市も出店していくというものです。この案内所の設置により期待される効果としましては、新宿駅における最大級の観光案内所を活用した情報発信ができる、この案内所におけるスタッフ常駐による多言語による情報提供ができる、専門大型モニターによる映像紹介並びに名産品の展示のPRができる、高速バス切符の購入者への情報提供ができる、安価でのこのスペースを活用した観光イベントの開催ができる、あわせまして年1回1週間、このイベントスペースを無料で活用できるというものがございます。私からは以上です。

○建設課長 続きまして、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費15節工事請負費を御説明させていただきます。資料を用意させていただきましたので、配付させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 これを許します。

説明を求めます。

○建設課長 資料をごらんいただければと思います。1ページ目、2ページ目につきましてでございますが、現在の凍上の被害状況ということでございます。それでは、一番上の白丸、生活道路整備事業5,000万円の補正でございますが、黒ポツ、市道新設改良工事5,000万円でございます。市内生活道路において凍上において破損している箇所、写真のとおりでございますが、多数あり、対応させていただくものでございます。今回用意させていただきました資料に計上させていただいた5,000万円につきましては、21路線、延長1,253メートル、4,548平米を行うものでございます。1枚目はことしの凍上の状況、箇所につきましては、次ページをごらんいただければと思います。ことし暖冬であったというような話もございますが、長野県の最低気温、氷点下になった日、松本測候所におきましては、12月から3月、120日間の間におきまして88日と、3カ月間の中で73%を占め、しみている冬期間であったということでございます。市内全域からの地区要望、市民からの通報で申しますと、全体で見ますと70路線近くの要望等ございましたが、今回限られた予算でござ

います。選択と集中をさせていただき、21路線を行わさせていただきものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問はありますか。

○中村努委員 17ページの地域電力供給事業推進協議会負担金1,500万円についてですが、これ、歳入のほうで11ページに地域電力供給事業推進協議会精算金が財源になっていますけれども、このお金の出入りの関係をちょっと説明してください。

○副事業部長（産業政策課長） 歳入のですね、10ページ、11ページのほうにですね、地域電力供給事業推進協議会精算金がございます。この事業でございますけれども、協議会がですね、実施計画、予算等、国のほうへですね、申請をいたしまして認定される事業でございます、国からはですね、10分の10の補助金でございますけれども、協議会のほうへ入ってまいります。したがって、一旦市のほうで協議会のほうへ負担金としてですね、支出をさせていただくわけでありまして、国の精算を待ちまして、これはまず1,500万円がですね、協議会のほうからまた市のほうへ精算金という形で振り込まれるということでございます。

○中村努委員 わかりました。推進協議会ということなので、市だけじゃなくてほかもあると思うんですが、それぞれの団体といいますか、会員の負担金の額がわかりましたら教えてください。

○副事業部長（産業政策課長） 現状ではですね、この事業全体を国のほうで可能性調査という中で見ていただけるということでございまして、各種団体からの負担金は今のところ求めていない状況であります。

○中村努委員 協議会がつくっているけども、負担しているのは国が10分の10で、塩尻市が窓口になってやっている。わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

○中野重則委員 17ページの観光振興事業の新宿駅南口観光案内所使用料72万9,000円ですが、これは案内所の中に塩尻市専用のブースがあるってということですか。

○ブランド観光商工課長 案内所の中に12の団体のブースを設けます。その中の1つが塩尻ということになります。ブースの規模は幅約1メートル、高さ2.5メートル、奥行き30センチくらいのブースとなります。

○委員長 中野委員、よろしいですか。

○中野重則委員 はい、いいです。

○副委員長 関連です。もう少し場所を、どの辺かっていうのを教えていただけますか。

○ブランド観光商工課長 位置的には、京王線の新宿新線と京王線と大江戸線の交差点の角になります。

○副委員長 交差点。

○ブランド観光商工課長 交わる部分で、新線の改札のすぐ前です。1日の通行量が約8万人ということですよ。

○副委員長 非常に積極的な施策かなと思うんですけど、意識してほしいのは、隣がどういうところと隣接するかっていうことが、ペース分析っていいんですけど、そのあたりが重要なので、もう決まっちゃっているのかもしれないけれども、いわゆる目のつき方とか、そういったもの、反応が違いますので、御配慮いただければと思います。

○委員長 答弁求めますか。

○ブランド観光商工課長 現在、隣は、ちょうど本当に改札のすぐ前の角になりますので、1軒だけ店舗があり

ます。それは京王の関連会社の洋服とか自然素材みたいなものを置いている店舗で、それと隣接した形になりますので、角から2軒目という形です。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 同じ17ページのワイナリー等の設置事業補助金っていうのは、これ、具体的にはどこのワイナリーだとかっていうのはわかります。

○副事業部長（産業政策課長） サンサンワイナリーでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

よろしいですか。済みません。じゃあ私からちょっと関連で。さっきの新宿駅の南口の件ですが、これ、バスタのほうには入れなかった。新線じゃ、あんまり、どっちかっていうと、幾らか通勤で使っていたんでよくわかるんですが、あまり外国人が通る場所じゃないなとは思っているんですが。そこら辺、72万9,000円の経済効果も含めて幾らか答弁してください。お願いします。

○ブランド観光商工課長 バスタにつきましては、ここから歩いて5分以内で行けます。この場所にある階段を、新宿の駅、今度新しく改札が、南口の改札が新しくなりまして、南口の改札を出た反対が甲州口という改札で、そこがバスタのビルになるんですが、新線のこの位置から階段を上って5分かからない場所に案内所ができます。京王電鉄では高速バスのチケットをここで売りたいと。バスタへ持って行って売るんじゃなくて、ここの案内所を使ってチケットをさばくことで手数料が取れないということで、京王自体がここにお客さんをすごく、バスタを使うお客さんをここに集めようという、そういう計画もありますので、そこにあわせて参加させていただいております。

○委員長 これ、ちなみに契約は何年ごとで更新なのか、2年か3年か。

○ブランド観光商工課長 現在のところ、1年ずつの更新となっております。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 積極的な動きだっていうことで評価したいと思うんですが、ただ広告宣伝料っていうのは無限大なわけです。どこにどう設置していくかっていうことに対しては、期間限定っていうことも重要ですし、その辺のトータルの最適化といいますか、そういうことに御配慮いただきたいなと思います。要望です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○副委員長 道路のことはよくわからないんですが、先ほどの舗装改良の件です。こういう事象は近所でもよく見かけたりするんですが、今回対象にしているところっていうのは、何か経年変化みたいのはあるんでしょうか。何年に一度はこうなってしまうみたいな。道路の使用状況はもちろん前提としてあるかと思いますが、そのあたりについての内容を教えてください。

○建設課長 道路の凍上という部分でございますが、凍上災の概要でございますが、冬期の低温によって道路の路床に大きな霜柱が生じることによって地面が隆起してひび割れ等を起こすというようなものでございます。場所等もそうですけれど、地下の路盤構成によりまして、路盤の状況が違うことによりまして凍上のこういった部分、変化もございます。あわせまして交通量も議員おっしゃるとおり影響してきておりますが、経年変化といいますか、そのときの気候、そのときの車両の通行等、いろいろありますが、一度路盤改良を行えば、ある程度私どものほうではもつものと考えております。現在凍上しているところにつきましては、以前舗装工事をした薄

い路盤圧のところということで凍上が発生しているものと考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

よろしいでしょうか。ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第17号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○副事業部長（産業政策課長） それでは、議案第17号の9ページ、10ページをお開きください。今回追加提案させていただきました一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方再生法の一部改正に伴いまして平成28年度に創設された地方創生交付金を活用して地方版総合戦略の推進に向けて取り組む事業でございます。特に産業競争力強化法に基づきます成長戦略関連施策のうち重点施策に位置づけられた産業競争力の強化に関する実行計画に盛り込まれている事業でございます。

それでは、5款の労働費1項労働諸費1目労政費の白丸、雇用対策事業1,768万7,000円を増額補正させていただくものでございます。その下の黒ポツ、次世代技術開発促進事業委託料1,768万7,000円でございますが、国の実行計画、雇用制度改革、人材力の強化の女性の活躍の機会を拡大し、人材の能力を高め、その能力を存分に発揮できる社会を構築するための事業を振興公社へ委託するものでございます。主な委託事業の内容でございますけれども、実際技術開発に応じたテレワーク、クラウド環境等の整備によりまして女性の就労を促進する体制を構築するものでございます。1つといたしまして、テレワークの業務強化に必要な環境を整備するため、ノートパソコン50台を購入するために1,500万円でございます。あと、短時間勤務を希望する女性の就労を促進するコーディネーターの件費といたしまして137万6,000円、その他消費税等となっております。この財源につきましてですが、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。14国庫支出金2項国庫補助金7目の労働費国庫補助金でございますが、地方創生推進交付金884万3,000円、2分の1を充当させていただくものでございます。

○森林課長 続きまして、9ページ、10ページ中段になりますが、6款農林水産業費2項林業費3目造林費につきまして、2,262万4,000円の増額補正をお願いするものでありまして、塩尻市森林づくりアクションプランを作成するための業務委託料を計上するものでございます。この事業も地方創生推進交付金を活用するものでございまして、補助率は2分の1でありますので、歳入といたしましては、前のページ、7ページ、8ページに記載してございますが、そちらをお開きいただきますと、14款2項4目農林水産業費国庫補助金1,131万2,000円の増額を計上しているものでございます。今回の補正でございますが、現在、先の地方創生先行型交付金及び加速化交付金を利用いたしまして、森林GISの整備や事業参入可能性調査に取り組んでいる

ところでありますが、それらをベースといたしまして、今回本市の中長期的な森林づくり計画について具体的なアクションプランを策定しようというものでございます。アクションプランの内容等でございますが、本市の有する森林資源につきまして、数量、分布、構成などを調査把握する一方、山林所有者、林業関係者、木材関係者の意向等を調査した上で本市の森林資源利活用や林業活性化に関する構想を立てまして、そこから伐採、育林、集約化にかかわる計画、あるいは路網整備計画などの具体的な森林づくりの計画を策定するものであります。なお、この地方創生推進交付金につきましては、木質バイオマス循環自立創生事業という事業名称で朝日村、筑北村との広域連携のもと、向こう5年間にわたり取り組んでまいるのでございます。私からは以上でございます。

○副事業部長（産業政策課長） その下の7款商工費1項商工費2目商工振興費の白丸、地域産業振興推進事業2,894万4,000円を増額補正させていただくものでございます。その下の黒ポツ、ICT創業支援等業務委託料2,894万4,000円でございますが、国の実行計画でございます産業の新陳代謝の促進もございませうIoT、ビッグデータ、人工知能のもたらす産業構造、就業構造、経済社会システムの変革等に対応するための事業を振興公社へ委託するものでございます。主な委託事業でございますが、ICT関連産業等におけます起業・創業支援事業について、事業可能性調査及び全体事業の構想書作成を委託するものでございまして、ソフト事業では、IoT分野におけます起業・創業についての投資家グループ、またマーケットの調査分析及び全体事業の構想書の作成に400万円。地域資源を活用したビジネス展開できる企業のマーケット調査分析といたしまして300万円。あとOSS分野に特化した起業・創業についてのマーケット調査分析で300万円。ハード事業といたしましては、次世代産業のコアセンター、現在のSIPの北側でございますが、そちらのほうの実施設計費用、またSIPのですね、サーバー室の改修に700万円等の経費となっております。なお、財源につきましては先ほど申し上げました7ページ、8ページの国の創生交付金1,447万2,000円、2分の1を充当させていただくものでございます。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

○副委員長 費用項目を見ますとですね、今御説明いただいたもの、両方とも業務委託料なんですね。その中身について多少補足いただきましたけど、業務委託という形のときに、もう既に相手が決まっていって何を頼むかっていうのを明確であること、相手はまだ決まっていないんでしょうか。そのあたりを3業務委託料について個々に教えていただけますでしょうか。

○委員長 それでは、それぞれ委託先、決まっていれば、決まっていない場合は決まっていないで、答弁お願ひします。

○副委員長 振興公社ですね、1番は。

○委員長 1番は振興公社だね。2番は。

ちょっと、じゃあ、後でいいですかね。

○副委員長 いいですよ。

○委員長 じゃあ、ほかに質疑、行います。

○中村努委員 1番の次世代技術開発促進事業委託料ですけども、女性の就業促進ということで、テレワーク事業という説明でしたけれども、もう1回、このテレワークという仕事はどういう仕事なのか、今までも力を入れ

てやってきたと思うんですけども、今までどのような成果が上がっているのか教えてください。

○副事業部長（産業政策課長） テレワークでございます。在宅就労でもございますけれども、今まではですね、どちらかといいますとホームページの作成ですとか、デザインですとか、アンケート調査ですとかですね、そういった事業を中心に受注を受けてやってまいりました。しかしながら、なかなか継続的な事業もなかったということで、また思ったようにですね、収入も見込めなかったというところもございまして、そういった反省点がございました。今回、このテレワーク事業、パソコンもですね、もう6年経過して、ニーズといいますか、業者からのですね、そういったニーズに応えられないというようなこともございまして、今回ここで更新をさせていただくということでございます。今、先ほどお話しさせていただきましたけれども、今後はですね、いろいろなデータ解析、データ分析、そういったものの受注に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておまして、今回補正をさせていただいたということでございます。

○中村努委員 データの分析等の業務をしていきたいということですが、今までもなかなか成果が出なかったのは、ニーズ調査というものがない中で始めてしまって、結果としてそうなっていると思うんですが、今回そういうのは、もうニーズがあって、成果が上がるということでもよろしいかどうか、お願いします。

○副事業部長（産業政策課長） 確かにこれまではですね、何ていいますか、営業のですね、専従職員もおりません中ですね、全国各地ではありませんが回ってですね、実際回って営業活動をしてきたというような経過もございましたが、なかなか成果が上がってこないというのが実情でございます。今回につきましては、そういったですね、当然1つにはテレワークに携わります皆さんのですね、レベルアップっていいですか、そういったものも必要になってまいりますけれども、それに合わせるべく、そういった事業がですね、実際にございますので、それを何とか獲得してですね、そこへ受注をですね、結びつけていきたいというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。

○副事業部長（産業政策課長） 村田委員からの御質問でございますが、振興公社のほうへですね、委託をさせていただくということですね、説明させていただきましたけれども、あとはですね、個々の事業につきまして決まっているところはですね、信州オープンビジネスアライアンスですね、SOBAとっておりますが、そちらのほうですとか、あとはコミュニティ・クリエイションですね、一緒にS I Pの立ち上げからですね、携わっていただきました。三鷹にございますコミュニティ・クリエイションさんですとか、そちらのほうへ今、委託を予定しております。

○委員長 村田委員、よろしいですか。もう1つ、森林のほう。

○森林課長 今回のアクションプラン策定業務でございますが、振興公社に委託を予定してございます。と申しますのも、ベースとなります事業参入可能性調査、こちらは加速化交付金を利用してやっている事業ですが、その事業参入可能性調査自体、振興公社に委託しておりますので、その継続性、関連性から引き続き今回のプランも振興公社に委託するという予定でございます。

○副委員長 わかりました。計画の中身からして、依頼内容からしてですね、非常に長期計画に当たるものと、それから先ほどのいろんな事業を継続するために予算持ってこなきゃ続かないみたいなどころとあるような気がするんですが、例えば振興公社は、これに対して先ほどの森林のGISとか、連携した大規模な計画を立てるんだと思うんですが、その後どういようないわゆる委託なり、委託というよりもどのようにこの計画をプラン

ニングしていくのか。内部でやるのか外に出すのか、そのあたりですね。

○**森林課長** この森林づくりアクションプランにつきましては、振興公社が今度ですね、民間の事業者へ委託するというふうに聞いております。実際に事業参入可能性調査もそのようにするというのでございますので、民間への委託となります。

○**牧野直樹委員** 振興公社は何、仲介人ってこと。意味ないじゃん、振興公社に出す。直接そっちのコンサルへ出せばいいじゃん。事務費、取られるらい、振興公社に。

○**森林課長** 実際にですね、委託費の何%かという形で事務費、振興公社のほうに入りますけれども、今回私どもの考えの中では、今、振興公社において林業の関係もことしから大分業務内容として携わっていただいているわけですが、行く行くは林業部門、もう少しですね、振興公社で大きく展開をしていただきたいということも考えております。その事業部門を今後市内の林業振興に向けて振興公社がどのようにかかわって林業部門をつくっていくかというような林業振興のための準備計画業務をあわせた形で、その手数料的な部分でその分をきちんと計画を立ててもらいたいということで考えて、含めた形で2, 200万円という形で出しておりますのでよろしくお願いします。

○**牧野直樹委員** ただでさえ振興公社のスタッフが足りないところに来て、それだけ大きなプランがある。もうちょっと振興公社自体の林業に対するスタッフ等の整備ができた後、こういうことをやたらっていう、それがアクションプランの中に盛り込まれていいと思うんだよね。だから、振興公社がどこかのコンサルに出そうとする、委託をしようという、そういう策定業務を直接市がそっちの業者に委託をして、その中に振興公社の林業に携わるプランまで考えてもらったほうがいいと思うよ。振興公社は、それはわかるわ、やってもらいたいのはわかるけど、まだまだそんなスタッフにもなっていないじゃん、振興公社が。それは無理だわ。だから振興公社は何をお願いして何をやってもらいたいかっていうのは、市の林務を携わる担当が今の現状を見たときに、それは無理だと判断できると思うんだよね、すぐに。俺だって判断できるもの。それは、優秀な職員は今回行ったよ。林務担当で行ったよ。今までたくさん事業をやってきたその人が林務担当で振興公社へ行ったんだけど、彼一人ではとても無理でしょ。だから、それを振興公社の林業に対するあり方まで一緒にプランを立ててもらったほうが絶対いいと思うだよ。

○**森林課長** 実際はですね、今回の交付金、5カ年にわたる交付金の事業でございまして、2年次、3年次、4年次、交付申請の中では事業計画、立ててございます。その中で林業分野におけます地域商社的な機能を有する林業推進組織、それをですね、振興公社の中の林業部門とするか、あるいは独立した林業公社というものを考えていくのか、あるいは現在、農業公社ありますが、それと林業を結びつけた推進組織体にするか、そんなようなことも含めて、5カ年の計画の中にはそういった最終的に塩尻市の林業のマーケティングやったりとか、マーケティング等を含めたマネジメントをする中心組織を位置づけていくという業務も今回の中には直接はないですが、2年目、3年目の事業計画の中に含んでおります。

○**牧野直樹委員** だから、そこまで林業公社の中でそんな森林づくりアクションプランの策定業務なんていうのは、俺は無理があると思うだよ。そこへ委託すること自体がだよ。内容を見たときにだよ。ていうのは、確かに山のこともやってもらっているわ。お宝ステーションもやってもらっている。それは、ただ職員が行ってチェーンソー持って木を切っているぐらいのもんで、そんな振興公社がやるような仕事じゃないと思うだよ。もっと金

稼ぐこと考えましょ、振興公社はね。だもんで俺は、これは振興公社に委託っていうのは無理があると思うし、その前の労働費の中の雇用対策でも振興公社には委託するんだけど、パソコン50台は買って30万の1,500万円って、振興公社は何もやることはないじゃん、仕事なんて。ただ事務料をピンハネされるだけじゃん。あと、この3番目も聞きたいと思うけどさ、振興公社は一体何の仕事をするだ、委託を受けて。まずそこから教えてくれない、全部、細かく。それで振興公社をトンネルにしちゃだめだよ、こんなの。これは絶対無理があるって。

○産業振興事業部長 全体にわたっての話なんで、ちょっとお答えさせていただきたいと思うんですが、まち・ひと・しごと、国では創生総合戦略計画をつくっていて、その本部も置いておまして、全国にどういふふうにして地域、地方で仕事をつくってそこに人が移り住む。当面は30万人という人を地方に移り住むような構図を国では考えているわけなんです。今回、予算をそこへ、じゃあどういふふうにつけていっていったときに、国でまず始めたのが地方創生先行型でした。先行型で、その後に加速化交付金で、今度ここで国が打ち出してきたのは、一億総活躍社会という地方創生の中に溶け込ますというのが地方創生推進交付金ということであるんですね。その中にどういふ考え方を国が採択の基準として持っているかっていうことを我々は内閣府に職員も送っているわけなんです。国からの情報を早めに収集しながら今回の3段階の交付金事業を取り組みさせていただいております。その要件たるものの基準の考え方がですね、地方に仕事をつくらなきゃいけないということなんです。それは何かといたら、民間レベルで仕事をつくっていく。行政が幾ら仕事をつくっても、結局予算が途絶えればそれでつながらなくなっちゃうんで、そういうものじゃ採点評点が少ないということなんです。もう1つ、大きな今回の計画づくりの中で出てきているのが、広域型な取り組みでなければその採択もとれないってことを我々は情報として収集しております。

今回、その3つの事業は、じゃあどうなのかっていいたら、牧野委員おっしゃるとおりで、大規模な森林整備については、現在森林組合という形の中でまず仕事をして、その中に地域の民間事業者が仕事を請け負いしながらつながると。この仕組みは、まだ我々にとったら変えていかなければならないってことを松本広域森林組合にも話したり、県にも話しているんですが、民間事業者レベルでやがては経営計画をつくりながら、団地化しながら仕事をつくり上げていってという形をつくっていかなきゃいけないということも言っているんですが、もう1つ、小規模の部分というのは、これはなかなか森林組合であえてなくても、民間事業者でそのままできるんじゃないかっていう考え方で進めているわけなんです。

その中で、森林づくりアクションプランの策定は、GISというものをつくって1筆1筆のデータ整備をたくさん盛り込んで、入れ込んで、民間でも、民間の事業者もそれを見ることによって事業計画を立てやすい環境を今つくろうと塩尻市ではやっております。その部分で、じゃあ国に再生計画をつくりながらこれを出して、交付金をいただいて、国からサポートしてやっておるんですが、その部分においては、民間の事業者ということで一気に持って行くわけにはなかなかできませんので、今の塩尻市の持っているパイとして、組織として、どういふルートでっていうことになるかと、やはり振興公社を通して民間に近いところでこの事業をやらせていただきますって国への提案の都合でこういふことを考えながら、その先は、じゃあどうするかって言ったら、今後民間の林業業者ができる場所はもう民間でどんどんどんどんやっていってもらおう。そうじゃなくて、仮に市長から与えられている命題なんで、それも重点的に取り組んで方向を出していかなきゃいけないんですが、林業公

社という組織体の中でやったほうがいいだろうということになれば、振興公社じゃなくてそういった組織の中でやっていかなきゃいけない。そうじゃなくて、振興公社を先ほど牧野委員おっしゃるように中継ぎの機関でそれでいいじゃないかっていうんなら、そのまま継続して民間事業者が仕事ができるような形をとっていく。

そういったことで、ちょっと長くなっちゃうもんで、S I Pの事業の関係もI C Tの事業の関係も、そういった視点から今回、国に計画を提案させていただいて採択に持っていこうという狙いのものでありますので御理解いただければと思っております。済みません、長くなっちゃって。

○**牧野直樹委員** ていうことは、こういうもの、振興公社なりそういうものを1つステップの中に入れておかないと、この補助金の対象になってこないってこと。

○**産業振興事業部長** そうすることが今の塩尻市にとっては一番国に理解しやすいということを考えて、そういうスキームの中で提案させていただきました。何々事業者っていうと、何々事業者だけのために国では支援するかっていう、もう最初からなっちゃうので、それでは難しい。だから、国が採択基準としてとりやすい形を我々のほうから、塩尻版ならこういう形だろうなってことで検討させていただいたものであります。

○**牧野直樹委員** とりあえず理解するわ。これ以上やってもしょうがないし。

○**副委員長** 特に5年間ですか、という中期ぐらいになるんでしょうか、そういう計画を立てることになるんですが、基本的にまずやめてほしいのは、コンサル丸投げはやめてほしいっていうのがあります。この中に先ほど牧野委員おっしゃったように、じゃあ振興公社の方がどういうポジションで入るのか、ヘッドなのかメンバーなのか、わかりません。それから森林課につきましても、この4月でかわられたわけなんですけど、こういうマスタープランをつくる、本来私は、つくるっていうのは、やっぱり行政が主体になっていなきゃいけない。特に結果じゃなくて、そのプロセスが大事だと思っています。そこからいかに経験を積むかということが大事なわけでありまして、どうかかわるかっていう、事業としての責任はどこかにとってもらわなきゃいけないんでしょうけれども、そこにどういう方が入って、どういう議論をしたかっていうような中で、メンバー構成みたいのをしっかり決めていただきたいなというふうに思います。

○**委員長** 要望で。

○**副委員長** はい。

○**中村努委員** その森林づくりのアクションプラン、振興公社から具体的っていうか、あれですけども、そこから先、専門家の皆さんのところに委託するわけですよ。

○**副市長** 細かいことは後で担当からお伝えすることとしましてですね、特に森林づくりですけども、これは振興公社が受けるっていうことは、振興公社は森林づくり森づくりの事業をやろうということで、ことしから職員を増強してですね、取り組んでこれからまいりますし、今も取り組んでいます。これは山のお宝ステーションだけじゃなくてですね、市内の森林そのものが今どういう環境にあるのかっていうことをしっかり把握をしてですね、これは当然森林課とも密接な関係を持ってやっていかなきゃいかん。塩尻市全体の森林の状況を考えますと、長期的にいわゆる保全しなくちゃいけない森林、つまり木を出してですね、補助金をつけて赤字になっちゃう森林っていうのは、これは恐らく手がつかないだろうと。それは自然環境の保全ということで保全をきちっとしていかなきゃいかん。これはもう1つは、木を出してくるとですね、一定の補助金を出して、それでいわゆる林業事業としてですね、成立をする森林があるだろう。そういう区分けが、実は今ないわけです、塩尻市の

森林。したがって、先ほどのGISというようなものを使いながらですね、森林の状況をきちっと把握をして、そういう中でまず分けをしましょうと。いわゆる長期的にきちんと活用できる森林と保全する森林をきちんと分けましょうと。これは林業振興計画の中でも一応分けてはいますが、みんな今、長期伐期の森林になっているんですね。それはちょっと違うだろうと。長期伐期になっている森林計画の中でもですね、きちんと山から木を出してくれば、林業として成立する森林が必ずあるはずだと。それで、例えば片丘の200ヘクタールを中心にして今、基盤整備計画をつくってやり出したというところが端緒であります。したがって、こういうものをですね、アクションプランをつくりながら、その分けをしながらですね、やっていくということが1つ一番大事なことだと、それが目的です。

それから、もう1つはですね、そのじゃあ目的を達成するためにどういう課題があるのかっていうと、今、実は境がわからないわけですよ。みんなここで100人がいるんだけど、この境というのが、誰が地権者で誰がどういう人が権利者なのかさっぱりわからん。それがいわゆる森林簿とですね、林班図とそれから地籍図があるわけですが、それをちゃんと重ね合わせて一定の権利の範囲というのをきちんと明らかにしないとですね、それができない。その作業というものを誰がどこでやるかっていうやつは、ここでやっぱり決めていかないとですね、これからの森林整備というやつは、いわゆる林業の整備というやつは一步も進んでいかないとというのが課題としてあるわけです。だから、この事業を入れることによって、まずそれをやりましょうと。その図を使ったら、あるいはその計画があるとですね、その計画に基づいて今度森林組合とかですね、あるいは個々の林業事業者が、こういう計画でこの山から木を出したいよと言ったときに、はい、じゃあどうぞという基礎データをきちんとやって、場合によったら、その10人なら10人、100人なら100人の同意をですね、簡単にとれるようなシステムにしましょうというのがこの目的であります。したがって、これがないとですね、森林整備というのは進まないだろうというのが我々の見解です。

なぜそれを振興公社でやるかっていうのは、補助金の流れはさっき篠原部長が申し上げたとおりで、国に対するいわゆる交付金を獲得してくるための1つの組織的な手段であると同時に、振興公社はですね、今森林組合とそれから林業事業者であります、名前言ってもいいかと思いますが住友林業等々ですね、いわゆる大手の林業者とコンタクトをとりつつあります。したがって、そういうことができるっていうのはですね、振興公社の持っている1つの何といいますか、行政でなかなか動きづらいところを振興公社という半官半民がですね、どんどん動いていって、民間の情勢を分析をしながら、いいところとくっついてやっていくということになるものだから、決して振興公社が受けてどこかのコンサルへ丸投げをするということではございません。森林組合とそれから大手の林業事業者を交えてこのプランをしっかりとつくっていくっていうのがこの目的であります。

それから、雇用対策事業につきましてはですね、パソコンの買いかえではございませんで、振興公社が今までテレワークで事業をしてまいりましたけれども、決してうまくいっていないということではありません。ある程度の成果は出ております。しかしながら、それが大きくテレワーク事業で動くということではございませんで、ただここに来てですね、自動車産業の大手のところから技術的なものも含めましてですね、発注といいますか、アプローチがございます。ちょっと企業名は申し上げられませんが、かなり大手なところがあります。これをいわゆるテレワークで展開をしたいというのが先方のオファーでありますから、これが軌道に乗ればですね、80人とか90人とかという人工が必要だということでありまして、その事業を獲得をしていきたい。これはもうト

ライを始めておりますけど、そういうことでございます。

それから、一番下の地域産業ICTの関係でございますけれども、これはベンチャー企業でございます。ベンチャー企業をですね、どうやってこの地域に定着をさせるかというのが目的でありまして、特にICT部門につきましては、SIPの中でですね、幾つかの企業、育ちつつありますし、実はSIPに入れてほしいという希望の方々といいですか、企業がですね、ぽつぽつと出始めておりまして、今、実はそういう物件が足りない状況であります。1つは塩嶺の別荘地の中でですね、確保をして、デザイン事務所をつくるとかですね、今あるICTの関係のデザイン事務所をつくるか、あるいは平沢のですね、空き家を改修をしたりとか、そういう事業も出てきております。したがって、それを集約してですね、どういう形でこの地域にいわゆるベンチャーの起業家を育てていくかというようなプラン、それから実践をですね、どうやってやっていくか。現に40人規模のフォーラムを27年度で計画をいたしまして、これも2回ほどやっておりますので、そういう流れの中で振興公社の役割というのはある程度あるかなというふうに私も思っておりますので、そういうことも含めて、ここの地域に仕事と人を定着をさせるという第一歩でございます。したがって、これは可能性調査を含めてですね、そういう可能性をしっかりとつかんでいって、どういうプランをつくっていったらいいのかという手始めっていうことでございますので、これが5年間続くようにぜひやっていきたいなというふうに考えております。そんなことでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○中村努委員 森林づくりの関係ですけど、やはり今後5年間の計画ということですけども、やはり50年、100年先のことまで考えた第一歩にしなきゃいけないと思っているんですが、まず長野県では、要はそう産業として林業というものが成り立ってこなかったという経過の中で、やはりそういったことにたけた人が県内には恐らくいなかったんだろうなというふうに思います。そうは言っても、日本の木材の輸出量が思いのほか増加傾向にあるってようなことも聞いているので、どこかで成功事例っていうのがあるんだろうというふうに思います。そういった全体的な森林整備、路網整備、あるいは販路の拡大とかですね、そういうのをパッケージとして、例えば農水省なんかの外郭団体だとか、もしそういうところがあるとしたら、私は50年、100年後の塩尻を見たときに、そこに職員を出向して人材を育成してもいいくらいに思っているんですけども、答弁はいいですけども、そのくらいの気持ちで取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

○委員長 要望でよろしいですか。じゃあ副市長、どうぞ。

○副市長 実はこの間、林業の関係で栃木県と群馬県、視察をしてまいりました。両方とも小さな市と町でございますけれども、そのみどり市というところでございますが、これは森林組合が主体的に政策補助をつくってですね、市の林業を盛り上げようということでございます。そのきっかけになったのは、町といいですか市が林野庁から出向、逆に林野庁の職員をみどり市の職員として3年間出向をしてもらってですね、その彼が実はプランをつくり上げて今の状況になっていると。まだまだやっと工場ができたところだもんですから、これからどういうふうに発展させていこうかというようなプランを、またこれからもう少し残って彼はつくっていくということでございますので、今、委員御指摘いただいたそういう人材というのもですね、我々の内部だけじゃなくて、広く国も含めて求めていく必要があるかなというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。どうぞ。

○古畑秀夫委員 今の関連で、あれですか。これは先ほどの説明で、森林づくりの関係ですけど、塩尻市の森林

全体のいわゆるGPS使って境だとか、材木が何年物がどの程度どこにあるみたいなようなことを把握して、市全体の部分を5年間でつかんでいくというようなことでしょうか。ちょっとその辺のところを少し細かくお願いします。

○**森林課長** 5年間かけて森林資源を把握するというのではなくて、5年間というのは、この地方創生推進交付金の事業期間、補助期間でございまして、森林資源の把握ということにつきましては、森林GISシステム、昨年度導入しました。さらに県からの単木データ等をことしいただいて、それに落とし込みます。これがことし、来年と市内の西側、東側、2年度にわたるので、来年正式に完成しますので、その時点でデータベース化ができたということになります。5年かけてということではなくて、言うなれば来年完成という形にはなります。

○**古畑秀夫委員** じゃあ、その後具体的に、その事業5年間というのは、どんなような形で進めていくっていう。

○**森林課長** この補助金の今後の事業の内容予定ということでは、マーケット調査の委託、それから高性能の林業機械の購入、販路開拓事業の委託、事業体参入促進の支援委託、人材育成事業の委託というようなことを今後、ことしを含めて5年の中で委託をしていくという、そういう形での交付申請を行っているところでございます。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかには、よろしいでしょうか。

○**副委員長** 副市長にちょっとお願いがあります。きょうみたいな話ですね、予算のこれで何といたしますか、承認しますということを一いきなり言われてもですね、その事業の背景とか、こっちは全く持っていないわけです。今回の議会の中でも、内閣府からPFIの何とかということで説明を受けました。それは議会の初日であります。それで議会として、何ですか、適切な動きをいって言われても、ちょっと無理がある。今回の話も多分水面下でいろんな動きをされていると思うんですが、適切なところで、中間報告でも構わないんで、状況を教えていただければ、こちらが議会としてのあれはできると思うし、その辺のコミュニケーション方法っていうんですかね、そういったものをちょっと御配慮いただければと思います。要望です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはないので、それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第17号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）については、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上でございまして。行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○**産業振興事業部長** どうも大変ありがとうございました。ただいまのように、産業振興事業部、建設事業部、水道事業部とも課題が山積しているような状況であります。議会閉会中の継続審査を申し出するものでありますので、よろしくお願いします。

○**委員長** ただいま継続審査につきまして申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 熱心に御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして大変ありがとうございました。今、各委員から御指摘がございましたとおり、説明の足りない部分といいますか、そういうところも多々あったというふうに私ども反省をしております。特に今、地方創生交付金等を含めましてですね、非常に国が足の速い動きをしております。この交付金もですね、国の予算が決定をして、6月までに申請を出して、プランをつくって申請を出せというようなことでございます。そういう意味では、私どもの議会の皆さんに対する説明もですね、いささか手落ちがあったというふうに反省をしておりますので、今後はですね、そういうところにきちんと留意をしながら、その都度、事業の進捗状況につきまして御報告を申し上げながら御意見を賜りたいというふうに考えておりますので、申し添えて御礼の言葉とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、6月定例会産業建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。10分間休憩して協議会をしますので、よろしく願いいたします。

午前11時38分 閉会

平成28年6月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長

印